

平成30年2月23日差替

平成29年度第4回2／5
藤沢市子ども・子育て会議 資料5

藤沢市保育所整備計画（ガイドライン） 中間見直し（案）

平成30年3月
藤沢市

1 中間見直しにあたり

平成20年のリーマンショック以降、社会経済情勢の急激な変化に伴う共働き世帯の増加等により、全国的に保育需要が大幅に増加をしました。

本市においても、認可保育所への申込み数が急激に増加したことから、待機児童解消を図るため、平成21年度に「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」を、平成25年に「藤沢市緊急保育対策2カ年計画」を策定し、認可保育所の定員拡大などの取組を行ってきました。

その後、国が定めた「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行されることを踏まえ、幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策等を定めた「藤沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」を平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として策定しました。

また、事業計画において推計した教育・保育の量の見込みに対し、具体的な施設整備計画などの確保方策等を定めた「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）」を改めて策定したところです。

平成27年度以降、このガイドラインに基づき認可保育所や小規模保育事業所の新設を中心に様々な取組を進めた結果、平成29年度末までの3カ年において、2号・3号認定（保育を必要とする児童）の定員については、計画を上回る拡大を見込んでいます。

しかしながら、保育所等利用申込者数は年々増加していること、また平成29年4月1日現在の国基準待機児童数は「148名」であることなど、ガイドライン策定時の保育ニーズの見込みを上回る実情を踏まえ、ガイドラインの中間見直しを行うこととしました。

2 ガイドライン中間見直しの視点

中間見直しについては、次の視点により具体的な作業を進めました。

- (1) 現行のガイドラインについては、「教育・保育の量の見込み」に対応するため、様々な子育て支援施策の方向性等も定めていましたが、今回の中間見直しに当たっては、より緊急性の高い「2号・3号認定（保育を必要とする児童）」に特化した見直しを図ることとします。
- (2) 現状の保育ニーズをより適切に反映させるため、「保育の量の見込み（2号・3号認定）」については「保育所等利用申込者数」とし、ここ2カ年の伸び率（年2%ずつ増加）や平成30年4月の1次入所申込み状況を踏まえ、平成30年度及び平成31年度の見込みを推計しました（次ページ表参照）。
- (3) 「保育の量の見込み」に対する確保方策としては、次ページの3点の柱のほか、認定こども園への移行支援などの取組を進めます。

- ア 認可保育所の新設
 - イ 小規模保育事業所の新設
 - ウ 藤沢型認定保育施設の活用
- (4) 計画期間については、「中間見直し」であることを踏まえ、現行のガイドラインを踏襲し、平成31年度までとします。

[保育(2号・3号認定)の量の見込み]

平成30年4月の1次入所申込者数については、前年度と同程度の数であったため、今後2カ年においても入所申込割合は「年2%ずつ増加する」と推計しました。

(単位:名)

No.	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①	就学前児童人口推計(※注1)	22,820	22,691	22,542	22,321	22,082
※参考「現行ガイドライン策定時の推計値」		22,471	21,954	21,413	20,799	20,203
②	各年度4月 1次入所申込者数	2,453	2,568	2,367	2,325	
③	各年度4月 1次入所内定者数	1,355	1,367	1,516	1,558	
④	各年度4月 1次入所保留児童数(②-③)	1,098	1,201	851	767	
⑤	保育所等利用申込者数 (保育の量の見込み)(※注2)	6,367	6,793	7,183	7,567	7,927
※参考「現行ガイドライン策定時の量の見込み」		6,882	6,882	6,882	6,882	6,882
⑥	入所申込割合(⑤/①)	27.9%	29.9%	31.9%	33.9%	35.9%
⑦	利用児童数	5,492	5,983	6,572		
⑧	入所保留児童数(⑤-⑦)	875	810	611		
⑨	国基準待機児童数(※注3)	83	55	148 (38)		
⑩	認可保育所等定員数(※注4)	5,706	6,220	6,708	7,205	(7,558)
⑪	認可保育所等定員拡大数(対前年比)	624	514	488	497	(353)
⑫	⑩-⑤ (認可保育所等定員数-利用申込者数)	△ 661	△ 573	△ 475	△ 362	(△ 369)

※注1)平成29年度までは実績値、平成30年度以降は藤沢市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しによる推計値

※注2)平成29年度までは実績値、平成30年度以降は今回の中間見直しによる推計値(暫定値)

※注3)平成29年度から待機児童数の定義が改正されたため、改正前の数値は()内参照

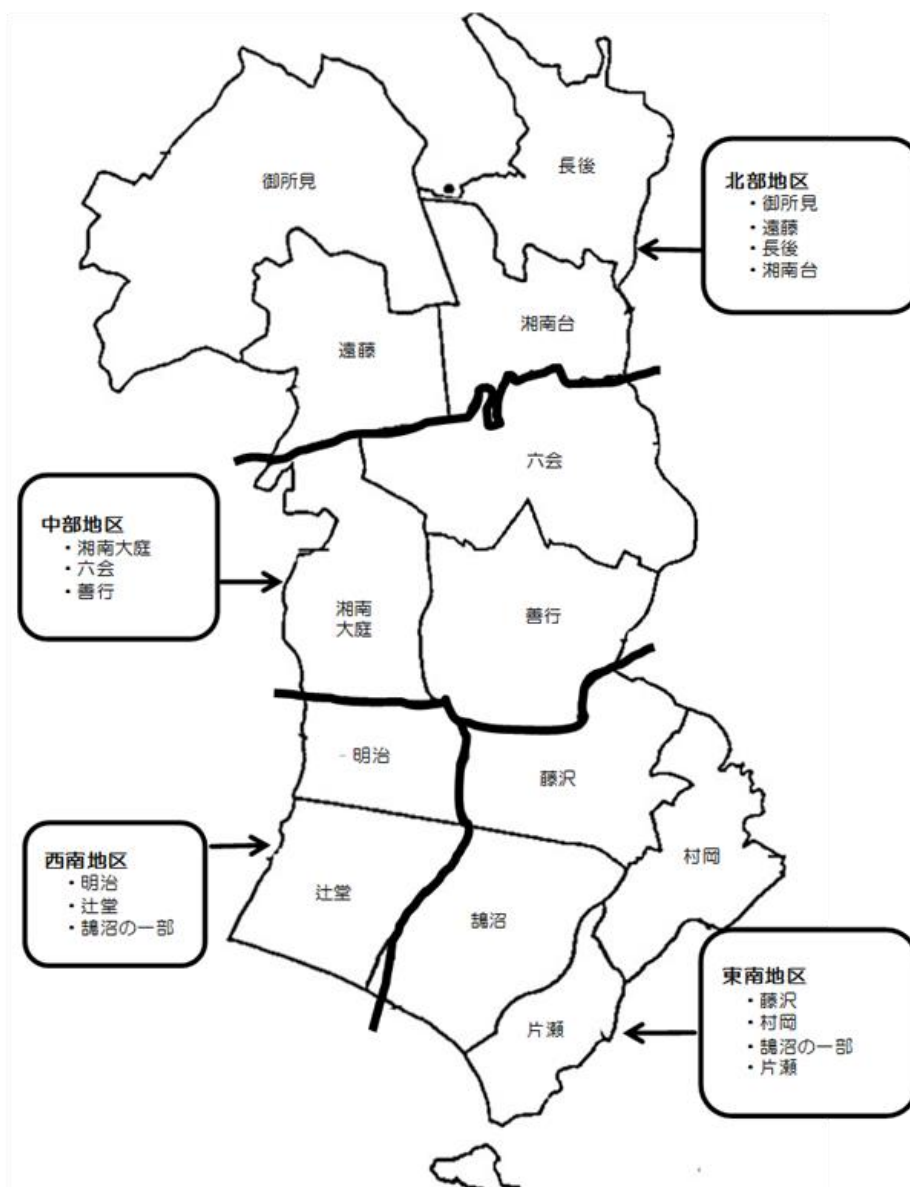
※注4)平成31年度の定員数は、今後公募する予定の認可保育所の定員及び現時点において決定している施設整備による定員拡大数を加えた数値(4ページ参照)

3 確保方策検討に向けて

「2」において推計した、平成31年4月の「保育の量の見込み」に対応するため、次の視点に基づき具体的な確保方策を検討しました。

- (1) 現行のガイドラインにおいて設定した「教育・保育提供区域」に基づき、市内を4地区に区分し(次ページ図参照)、それぞれの地区及び年齢別の「保育の量の見込み」を算出するとともに、確保方策を検討しました。

教育・保育提供区域



(2) 「保育の量の見込み」については、直近の保育ニーズの実情をより捉える必要があるため、「平成30年4月の1次入所申込みにおける入所保留児童数767名（以下「1次入所保留児童数」という。）」をベースとします。

〔4地区及び年齢別 1次入所保留児童数〕 (単位:名)

地区	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
東南地区	47	185	44	37	13	2	328
西南地区	12	89	36	7	7	2	153
中部地区	7	71	28	14	5	1	126
北部地区	17	78	34	23	6	2	160
合計	83	423	142	81	31	7	767

- (3) 1次入所保留児童数のうち、「転園希望」や「藤沢型認定保育施設利用者」など、国基準の待機児童数から除くことのできる事由等の児童は除く一方、現時点において把握できている開発事業による人口増については、「保育の量の見込み」に加えることとします。
- (4) 平成31年4月に向けた確保方策については、保護者のニーズがより高い「認可保育所」の新設を基本とし、その他藤沢型認定保育施設の活用や認定こども園への移行支援などの取組も併行して進めます。

4 具体的な確保方策（案）

平成30年4月の保育ニーズについては、認可保育所及び小規模保育事業所の新設など、対前年比「497名」の定員拡大を図ることにより対応します。

また、平成31年4月に向けては、「3」の視点に基づき精査した「保育の量の見込み」を考慮し、次の取組を進めることにより、保育ニーズに対応します。

- (1) 認可保育所設置運営事業者の公募（A・・・計256名の増）
次の概要のとおり認可保育所設置運営事業者を公募するものです。
- ア 募集期間 平成30年3月初旬～4月末
- イ 開所時期 平成31年4月1日
- ウ 募集地区 東南地区（定員64名程度・2園）
※120名規模1園でも可
西南地区（定員64名程度・1園）
北部地区（定員64名程度・1園）
- (2) 決定済みの施設整備による定員拡大（B・・・計97名の増）
- ア 認可保育所（分園）の整備
・第2湘南まるめろ保育園
（定員60名：平成30年6月開所（中部地区））
- イ 認可保育所の再整備等による定員拡大
・保育園小さなほし（定員6名増：平成31年1月開所（北部地区））
・神明保育園分園（本園化）
（定員21名増：平成31年4月開所予定（東南地区））
・亀井野保育園（定員10名増：平成31年4月開所（中部地区））
- ※ 平成31年4月に向けた定員拡大見込み（A+B=353名の増）

5 その他の取組について

「保育の量の見込み」に対する取組の他、現行のガイドラインの柱となっている「法人立保育所及び公立保育所の再整備」「特別保育等の充実」などについても引き続き推進します。

6 平成32年度以降の取組について

新たに計画を策定することも含めまして、平成30年度中に一定の方向性を定め、藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において報告する予定です。

以 上